患者様へのご案内

～　長期収載品と選定療養について　～

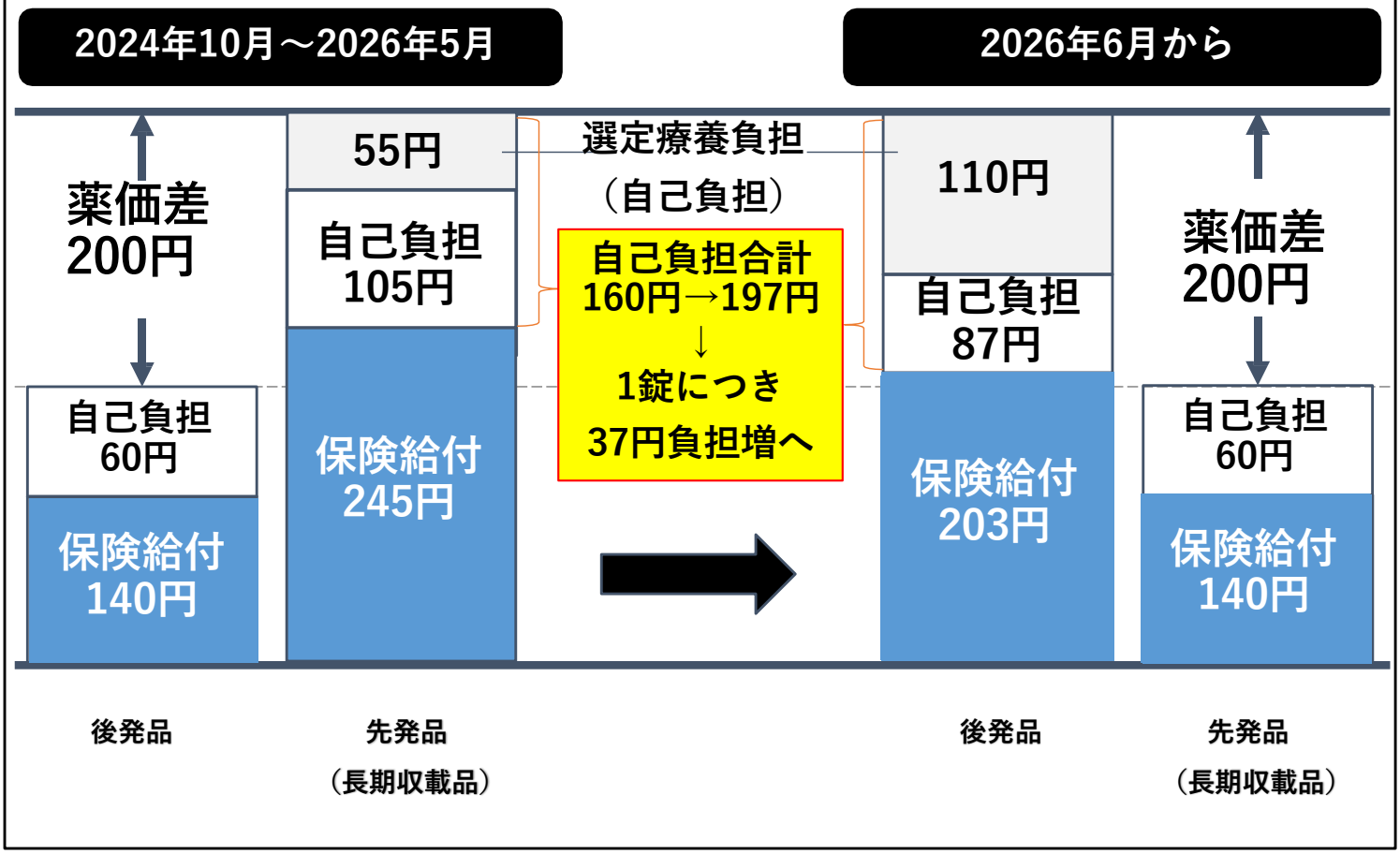
2026年度診療報酬改定に伴いまして、2026年6月から
長期収載品（後発品・ジェネリックがある先発医薬品）の
処方をご希望される患者様におかれましては、薬価差の1/2が
選定療養の対象となると厚生労働省より通達が出ております。

（保医発0327第11号）

長期収載品の先発薬を希望されると自己負担額が増えます

長期収載品の処方希望に伴う選定療養とは

例）先発品（400円）と後発品（200円）、3割負担の場合で
患者様が先発品を希望した場合



■札幌東徳洲会病院では、患者様の自己負担額を考慮し、後発品の使用を推進いたします
■医師が医学的に必要と認めた場合は、上記の限りではありません
■先発品をご希望される場合は「院外処方箋」での対応となることをご留意ください

2026年 6月 1日　帯広徳洲会病院